

平成30年度狩猟免許更新に係る適性検査及び講習実施要領

山形県村山総合支庁

1 対象となる方

山形県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が平成30年9月14日に満了する方

2 適性検査及び講習の期日と場所

期 日	場 所	受講者の居住地
平成30年 8月27日 (月)	村山総合支庁西村山地域振興局 (寒河江市大字西根字石川西355)	主に西川町・朝日町・大江町在住の方
平成30年 8月28日 (火)	〃	主に寒河江市・河北町在住の方
平成30年 9月 3日 (月)	村山総合支庁北村山地域振興局 (村山市楯岡笹田4-5-1)	主に村山市・尾花沢市在住の方
平成30年 9月 4日 (火)	〃	主に東根市・大石田町在住の方
平成30年 9月10日 (月)	村山総合支庁本庁舎 (山形市鉄砲町2-19-68)	主に上山市・天童市・山辺町在住の方
平成30年 9月11日 (火)	〃	主に山形市・中山町在住の方
平成30年 9月14日 (金)	〃	主に山形市・中山町在住の方、その他の方

3 当日の日程

12:00～13:00		13:00～14:00	14:00～15:00	15:00～16:00
受 付	適性検査	講 習		
		法令・鳥獣の保護管理	鳥獣の判別	猟具の取扱い

4 申し込み方法

(1) 必要書類等

① 狩猟免許更新申請書

氏名欄に記名押印又は署名し、必要事項を記入してください。免許種類（網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟）のうち、**複数の免許を更新する場合は、それぞれの免許ごとに申請書が必要です。**

なお、有効期間が違う複数の免許を所持しており、その更新期日をそろえたい場合は、更新の前であっても申し込むことができます。

② 写真 (3.0cm×2.4cm) 1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを申請書の所定の位置に貼付してください。

③ 手数料 (県証紙)

2,900円分の県証紙を申請書の所定の欄に過不足なく貼付してください。（割り印はしないこと。）

④ 次のいずれにも該当しない旨の診断書又は銃砲所持許可証の写し

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

ただし、現に銃の所持許可を受けている方は、その許可証の写しの添付（顔写真該当部分）をもって代えることができます。

⑤ **更新を受けようとする狩猟免許**

狩猟免許を紛失した場合や、転居、改姓等により記載事項の変更がある場合（運転免許証、住民票の写し等の証明書類を添付してください。）は届出が必要です。

⑥ **希望する受講月日を申請書表面上部（枠外余白）に記入してください。**

(2) **提出先** 村山総合支庁 環境課 〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号

(3) **提出方法** 直接持参または郵送

(3) **提出期限** 希望する講習日の 10 日前必着（期限厳守のこと）

5 **その他**

- ・更新講習を受講し、適性検査に合格した方には、原則として講習当日に新たな免許を交付します。
- ・狩猟免許更新申請書の様式は、各総合支庁環境課及び山形県ホームページ（環境エネルギー部みどり自然課）から取得できます。

6 **問合せ先**

山形県村山総合支庁環境課 自然環境担当 島貫・勝田 電話 023-621-8426 FAX023-621-8428